

改正海上運送法に係る 安全管理規程説明会

安全管理規程の改正について

国土交通省 九州運輸局
海上安全環境部 運航労務監理官
令和8年8月6日

「旅客船の総合的な安全・安心対策」(概要)



～安全対策を「重層的」に強化し、安全・安心な旅客船を実現～

①事業者の安全管理体制の強化

- ・運輸安全マネジメントの強化(小型旅客船事業者)
- ・安全統括管理者・運航管理者への試験制度の創設
- ・安全統括管理者・運航管理者の資格者証の更新制(2年ごとの講習受講)
- ・事業許可更新制度の創設
- ・届出事業者の登録制への移行
- ・安全管理規程の重要規定の法令化・ひな形の充実
- ・運航管理体制の強化(運航管理者の権限・尊重義務を法令化、乗船中の船長と運航管理者の兼務を禁止)
- ・運航の可否判断の客観性確保
- ・安全管理規程等の公表義務化
- ・避難港の活用の徹底(教育訓練)
- ・ドライブレコーダー相当装置の活用
- ・地域の関係者による協議会を活用した安全レベル向上 等

②船員の資質の向上

- ・事業用操縦免許の取得課程の拡充、船長要件の創設(事業用操縦免許の厳格化(小型船・**特定操縦免許**)、乗船履歴、**特定教育訓練**(初任教育訓練))
- ・発航前検査の確実な実施 等

③船舶の安全基準の強化

- ・法定無線設備から携帯電話を除外・業務用無線設備等の導入促進
- ・船首部の水密性の確保(既存船の緊急点検、隔壁の水密化等の検討)
- ・改良型救命いかだ等の積付けの義務化・早期搭載促進 等

④監査・処分の強化

- ・海事監査部門の改革
- ・行政処分制度の抜本的見直し
- ・罰則の強化
- ・許可の欠格期間の延長 等

⑤船舶検査の実効性の向上

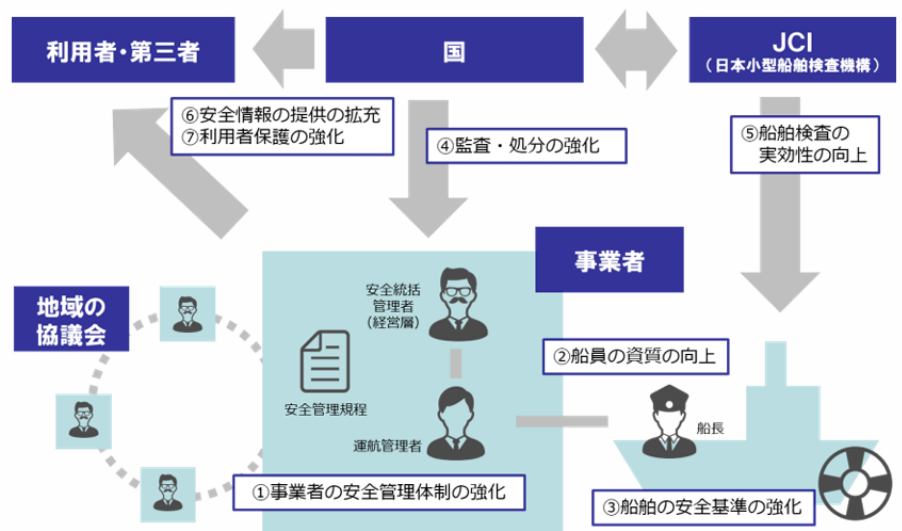
- ・JCI(日本小型船舶検査機構)の検査方法の総点検・是正と監督の強化 等

⑥安全情報の提供の拡充

- ・国による安全情報の提供の拡充、安全情報公開
- ・重大な事故の情報周知と安全啓発
- ・事業者による安全情報の提供の拡充
- ・安全性の評価・認定制度(マーク等)の創設 等

⑦利用者保護の強化

- ・旅客傷害賠償責任保険の限度額引上げ
- ・旅客名簿の備置き義務の見直し
- ・救命胴衣に関する情報の周知 等



安全統括管理者・運航管理者資格者証の概要

- 安全統括管理者・運航管理者の試験制度が令和7年度から開始。(令和5年海上運送法改正で措置)
- 安全統括管理者及び運航管理者は、それぞれの資格者証を有する者から選任しなければならない。
- 資格者証を取得するためには、必要な試験に合格した上で、試験の区分に応じた実務経験が必要。
- 安全統括管理者及び運航管理者の資格者証制度が適用される事業は、人の運送をする船舶運航事業が対象。

資格者証の種類等

安全統括管理者資格者証

※「大型船舶」:総トン数20トン以上の船舶 「小型船舶」:総トン数20トン未満の船舶

総合安全統括管理者資格者証

大型船舶と小型船舶に係る安全統括管理を担うことが可能

大型船舶安全統括管理者資格者証

大型船舶のみに係る安全統括管理を担うことが可能

小型船舶安全統括管理者資格者証

小型船舶のみに係る安全統括管理を担うことが可能

運航管理者資格者証

総合運航管理者資格者証

大型船舶と小型船舶に係る運航管理を担うことが可能

大型船舶運航管理者資格者証

大型船舶のみに係る運航管理を担うことが可能

小型船舶運航管理者資格者証

小型船舶のみに係る運航管理を担うことが可能

⇒ 資格者証の有効期間は2年。更新講習を修了し、地方運輸局への申請により更新が可能。

手続のフロー

資格者証申請者



① 資格者証交付申請

※18歳以上の者
行政処分等を受けていない者に限る

(添付書類)
交付申請書
・住民票の写し or 個人番号カードの写し
・試験合格証明書
・実務経験に係る証明書類 等

各地方運輸局

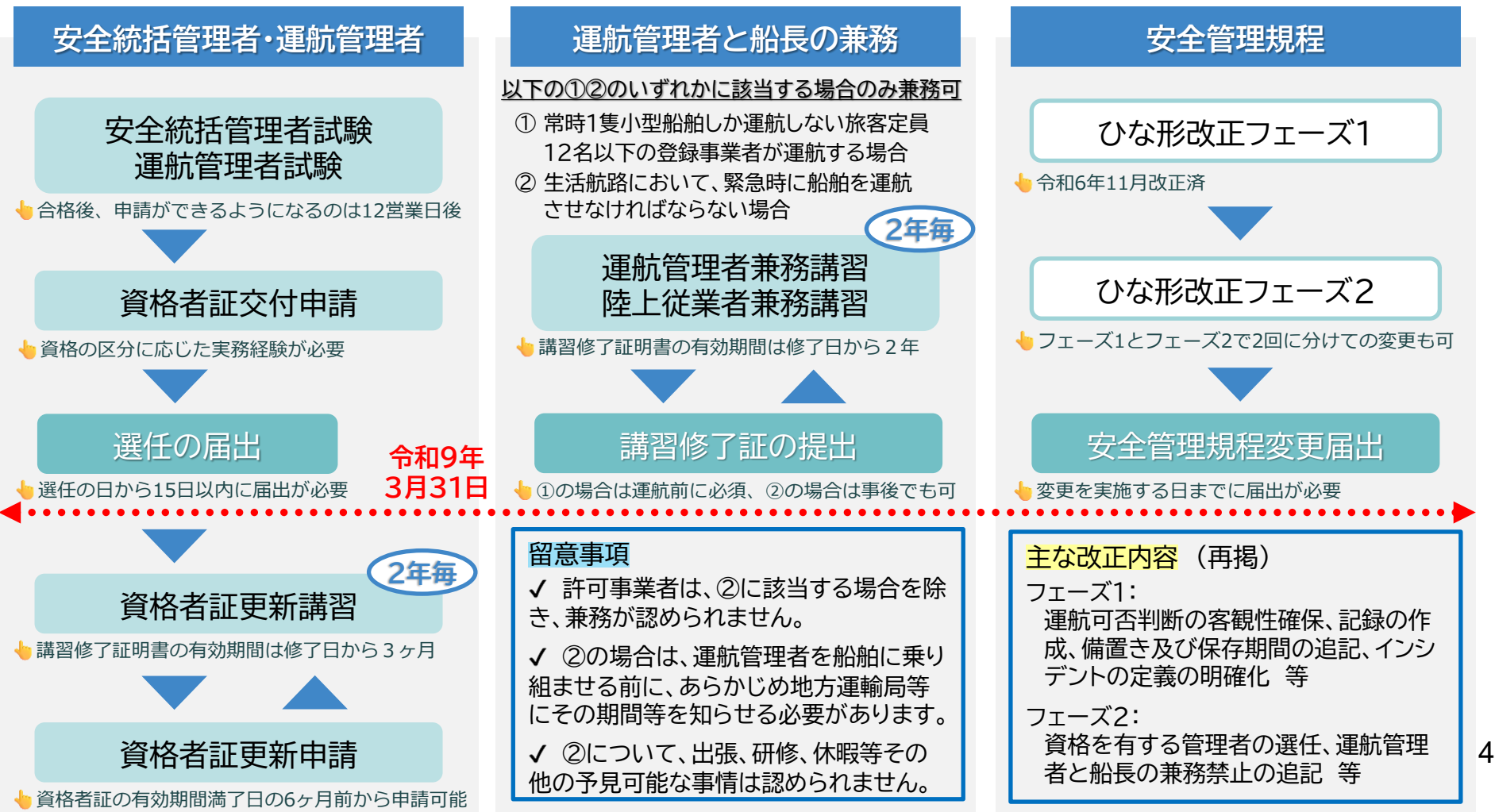


② 申請内容の審査、
資格者証原簿登録、
資格者証の作成 等

資格者証

③ 資格者証交付

- 令和8年4月(令和9年4月※既存事業者)以降、安全統括管理者と運航管理者は、資格者証を有する者から選任しなければなりません。また、運航管理者は、原則として職務中に船舶に乗り組むことができません(船長との兼務禁止)。
- 事業者は、ひな形改正に即して安全管理規程を変更し、令和9年3月31日までに届出する必要があります。
経過措置期間終了(R9.3.31)間際は申請・届出の集中が予想されます。早めの対応をお願いします。



ポイント

- 改正はフェーズ1及びフェーズ2の「2段階」。
- フェーズ2の内容を反映させた安全管理規程の届出は、「令和8年度中」に完了。

主な改正事項

【フェーズ1】

- 安全管理規程の実効性確保
 - ・記録の作成、備置き及び保存(期間)について明確化
 - ・運航の可否判断の客観性を確保するため、気象・海象情報の入手元及び取得時間の明確化
 - 事故の防止、事故発生時の対応
 - ・国への事故等情報の報告事項のうち「インシデント」の定義を明確化
 - ・事故発生時における再発防止に向けた安全教育の実施について明確化
- 等

【フェーズ2】

- 管理者等の資質の向上、事業参入時・参入後のチェック強化
 - ・安全統括管理者・運航管理者に対する試験制度創設に伴う管理者の選任取扱いについて明確化
 - 安全管理規程の実効性確保
 - ・乗船中の船長と運航管理者との兼務の禁止等、運航管理の責任体制を明確化
- 等

既存事業者の変更届出の提出時期

- フェーズ1:国は、ひな形改正の周知に合わせてフェーズ2の改正事項(概要)を示し、事業者の判断により、フェーズ2と合わせて改正することを認める。
- フェーズ2:事業者は、**事業の実施に必要な資格者を確保し次第、令和8年度中に規程変更・届出**を行う。
(規程変更のリミットは経過措置適用期限の令和8年度末)

(参考)旅客船事業者向け特設ページのご案内

○九州運輸局ホームページにて、対応すべき事項や改正のポイントをまとめた特設ページを公開しておりますので、ぜひご覧ください。

海上運送法改正 特設ページ(安全管理規程・安全統括管理者資格者証・運航管理者資格者証など) - 九州運輸局 https://www.tb.mlit.go.jp/kyushu/00001_00962.html

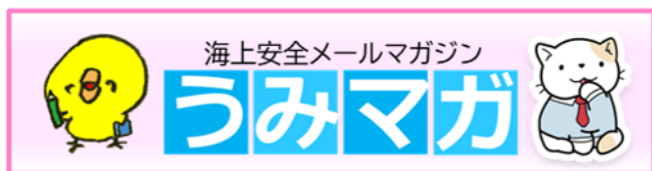
安全管理規程(海事関係) - 九州運輸局

https://www.tb.mlit.go.jp/kyushu/osirase/00001_00521.html

海上運送法及び安全管理規程による記録事項の様式例 - 九州運輸局

https://www.tb.mlit.go.jp/kyushu/osirase/00001_00510.html

The screenshot shows the official website of the Kyushu Transport Bureau. The header includes the logo and name of the bureau. Below the header, there are navigation tabs for 'Public Information, Application, Disposition Status', 'Category Information', 'Report Release & Notice', 'General Information', 'Various Information', 'Various Procedures', and 'Other Information'. The main content area is titled '海運・船' (Maritime Ship) and features three images of ships. A red box highlights a link in the 'General Information' section: '海上運送法改正 特設ページ【安全管理規程・安全統括管理者資格者証・運航管理者資格者証など】'. A red hand icon points to this link. Other links in the sidebar include '九州運輸局長からのご挨拶', '業務内容', '支局・事務所のご案内', '職員採用情報', '非常勤職員採用情報', '情報公開及び公文書管理', '個人情報保護', '九州のうんち', '出前講座のご案内', and '入札・契約情報'.



ポイント

- 旧来のひな形とは章立てが大幅に変更。
- 改定作業はフェーズ2のひな形・作成要領(チェックマニュアル)を参考に。

フェーズ1 以前及びフェーズ1

本則

第1章 総則

第2章 経営の責任者(経営トップ)の責務

第3章 安全管理の組織

第4章 安全統括管理者及び運航管理者等の選解任並びに代行の指名

第5章 安全統括管理者及び運航管理者等の勤務体制

第6章 安全統括管理者及び運航管理者等の職務及び権限

第7章 安全管理規程の変更

第8章 運航計画、配船計画及び配乗計画

第9章 運航の可否判断

第10章 運航に必要な情報の収集及び伝達

第11章 輸送に伴う作業の安全の確保

第12章 輸送施設の点検整備

第13章 海難その他の事故の処理

第14章 安全に関する教育、訓練及び内部監査等

第15章 雑則

フェーズ2

本則

第1章 総則

第2章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

第1節 基本的な方針に関する事項

第2節 関係法令及び安全管理規程その他の輸送の安全の確保のための定めに関する事項

第3章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

第1節 組織体制に関する事項

第2節 勤務体制に関する事項

第3節 経営の責任者による輸送の安全の確保に係る責務に関する事項

第4節 安全統括管理者の権限及び責務に関する事項

第5節 運航管理者等の権限及び責務に関する事項

第4章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

第1節 輸送の安全に関する重要事項

第2節 船舶の運航管理に関する事項

第3節 作業に関する事項

第4節 点検・整備に関する事項

第5章 事故・災害等の防止対策の検討及び実施並びに発生した場合の対応

第6章 教育及び訓練

第7章 内部監査等(事業の実施及びその管理の状況の確認に関する事項)

第8章 雑則

以降のスライドの条文番号(条・項・号)等は、一般航路事業者用ひな形の条文番号を記載しています。



ポイント

- 運航管理者として選任される者以外の運航管理要員は「運航管理員」に統一
- 安全管理規程の適用船舶・営業所を明示
- 安全統括管理者・運航管理者の業務(勤務体制・職責・判断・措置事項等)を明確化

第2条 適用範囲

○安全管理規程が適用される船舶・営業所を明示

船名	〇〇	
船舶番号	100-00000	
総トン数	19GT	GT
航行区域	限定沿海区域	
旅客定員	20人	人
乗組員の最小定員	2人	人
船員の配乗権	〇〇株式会社	
運航管理者	〇〇 △△	

営業所名	□□港発着所	
電話番号	00-0000-0000	
メールアドレス	0000@11.or.jp	
所在地(市町村)	東京都港区	
担当する区域	東京ー横浜	

第9条 運航管理者の勤務体制

○運航管理者は、担当の船舶が旅客の輸送に従事している間は、第12条に規定する責務を果たすため、**船員として船舶に乗り組んではならない**。ただし、他の運航管理者にその職務を引き継いだ場合は、その限りではない。

○運航管理者は、**その職務を行っている間に事務所を離れるときは、陸上の運航管理員にその職務を補佐させることとし、かつ、連絡体制を確保する**。ただし、運航管理員に補佐させた業務の範囲についても、その**責任を持たなければならない**。

乗船中の船長と運航管理者の兼務の禁止等

第12条 運航管理者の権限及び責務

- (1) 船舶の運航に関する計画(運航計画、配船計画及び配乗計画をいう。)を策定すること。
- (2) 前号の計画に基づき、担当船舶の船長に対し、船長の職務権限に属する事項を除き、船舶運航事業における船舶の利用(又は使用)に関する必要な指示をすること。
- (3) 第1号の計画に基づく船舶運航の安全を確保するため、必要な人員を配置し、関係法令及び本規程に基づき作業を行わせるよう、指揮及び指導をすること。
- (4) 定点連絡その他の方法により、運航中の担当船舶の動静を把握すること。
- (5) 担当船舶に危険を及ぼさないよう、気象・海象・水象その他の事情を勘案し、又は運航基準の運航中止条件に従い、担当船舶に係る第1号の計画変更又は船舶運航の中止(第2号の船舶の利用(又は使用))に関する取消しを含む)を決定し、それを船長に指示すること。
- (6) 船舶その他の輸送施設の点検及び整備を確実に実施し、輸送の安全に支障が生ずるおそれがある船舶その他の輸送施設を使用しないこと。
- (7) 従業者に対し、健康状態(酒気帯びの有無を含む。)その他の理由により安全に業務が遂行することができないおそれの有無を確認すること。
- (8) 事故の発生に関する情報の伝達及び共有並びに人命、積荷及び船舶の救助等に関する措置を行うこと。
- (9) 輸送の安全に関する業務の実施状況について、正確に記録し、備置し、保存すること。
- (10) その他、第4章、第5章及び第6章に定める業務に関すること。

第20条 運航の可否判断

- 1 運航管理者は、運航基準に従って運航の可否判断を行い、かつ、運航基準に定める運航中止条件に該当することを確認したときは、直ちに、担当船舶の発航中止又は航行中止を決定するとともに、担当船舶の船長その他の従業者に対し、輸送の安全を確保するための必要な指示をしなければならない。
- 2 従業者は、前項の指示に従わなければならない。
- 3 運航可否判断に必要な手順、船長に指示すべき内容その他の取扱いは、運航基準に定めるところによる。

「運航可否判断」について、これまで船長と運航管理者双方が実施していたところ、
運航管理者の職務内容として法律上明記。

第25条 運航管理者による船舶運航の安全確保措置

- 運航管理者**は、担当船舶が旅客の輸送に従事するときは、次の事項を確保しなければならない。
- (1) 有効な船舶検査証書その他の法定書類が、備え置かれていること。
 - (2) 就航する航路の運航基準図が、船舶及び営業所に備え置かれていること。
 - (3) 運航基準に従って、**発航前検査が適切に実施され、かつ、その結果が記録**されるとともに、**航海に支障があるとき及びその他航海に必要な準備が整っていないときは、船舶を使用しない**こと。
 - (4) 運航基準に従って、**陸上施設の点検を適切に実施し、その結果を記録**するとともに、**異常があるときは、陸上施設を使用又は利用していない**こと。
 - (5) 従業者の**健康状態を把握**し、安全に業務を遂行することができないおそれのある従業者が、業務を行っていないこと。
 - (6) 運航基準に従って、**乗組員に対するアルコール検査を適切に実施し、その結果を記録**するとともに、呼気1リットル中のアルコール濃度が0.15mg以上である間、当直をさせないこと。
 - (7) 従業者が作業基準を遵守していること。
 - (8) 船舶検査証書に定められた最大搭載人員を超過していないこと。
 - (9) 運航基準に従って、救命胴衣の格納場所及び着用方法並びに避難の要領その他、旅客が遵守すべき事項及び注意すべき事項が、旅客に周知徹底されていること。
 - (10) 運航基準に従って、旅客に救命胴衣を着用させること。
 - (11) 運航基準に従って、**船内巡視が適切に実施され、その結果が記録**されるとともに、**異常があるときは、対応措置を講じている**こと。
 - (12) 輸送の安全を確保するためにやむを得ない場合を除き、運航基準図に従って運航すること。

改正海上運送法において、「運航計画の策定」や「運航可否判断」は、**運航管理者の職務**とされる。他方で、船長は従前通り、運航中止や避航等の措置を自らの判断で実施できるため、それぞれの権限を明示した。

(船長の権限)

第14条 **船長は、第12条の規定に関わらず、自らが指揮する船舶の運航の中止、避航その他航海の安全を確保するために必要な措置を即時に実施する権限を有する。**

第19条 輸送の安全に支障が生ずるおそれのある船舶その他の輸送施設に対する措置

○安全統括管理者は、輸送の安全に支障が生ずるおそれのある船舶その他輸送施設については、以下の通り対応する。

- (1) 異常が確認された船舶又は乗降施設(付属設備及び機能を含む)は、直ちに、輸送の安全を確保するために必要な措置をとる。
- (2) 船舶安全法に抵触するおそれのある船舶は、直ちに船舶検査官(小型船舶の場合、JCI検査官)に確認を求める。

第24条 運航管理に関する記録

1 運航管理者は、担当船舶に係る次の事項を運航管理表に記録しなければならない。

- (1) 第20条に定める運航の可否判断の日時、運航中止条件に係る気象・海象・水象に関する情報並びに講じた措置及び理由
- (2) 前条第1項各号に定める船長からの連絡内容(発航前検査の日時・結果、定点連絡、発航又は着岸時刻ほか)
- (3) 乗下船した旅客の数、並びに積込み及び陸揚げた貨物(車両・危険物を含む。)の数量

2 運航管理者は、運航管理表を、最後に記録された日から1年間、営業所に備え置くものとする。

記録の作成、備置き及び保存(期間)の明確化

○保存期間について、運航計画(第16条)、配船計画(第17条)、配乗計画(第18条)、発航前検査記録簿(運航基準第16条)、陸上施設点検簿(運航基準第17条)、アルコール検査記録簿(運航基準第18条)及び船内巡視記録簿(運航基準第22条)は1年間保存。

教育・訓練記録簿(第37条)、内部監査の記録(第41条)及び安全管理体制の評価及び見直し・改善に係る記録(第42条)は、3年間保存。

○備置き・保存方法は、原紙の保管に限らず、写しの保管や電磁的媒体が常時閲覧できる状態(パソコン等の端末にて閲覧できる状態)でも差し支えない。(作成要領)

運航管理者の職務内容

①運航に関する計画の策定、②運航体制の整備、③運航管理の実施、④運航管理に関する記録の作成・保存と明示された。

■海上運送法(令和8年4月1日 施行)

(運航管理者)

第十条の六 一般旅客定期航路事業者は、その事業の用に供する船舶の運航を管理させるため、国土交通省令で定めるところにより、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者のうちから、船舶ごとに運航管理者を選任しなければならない。

一、二 (略)

2 運航管理者は、次に掲げる職務を行う。

- 一 船舶の運航に関する計画を策定すること。
- 二 前号の計画の安全な実施を確保するために必要な従業者を配置することその他輸送の安全を確保するための船舶の運航体制を整備すること。
- 三 気象、海象その他の事情を勘案して船舶の運航の中止を指示することその他輸送の安全を確保するための船舶の運航管理を実施すること。
- 四 その他事業の用に供する船舶の運航の適切な管理を図るために必要なものとして国土交通省令で定める職務

3 (略)

■海上運送法施行規則(令和8年4月1日 施行)

(運航管理者の職務)

第七条の九 法第十条の六第二項第四号の国土交通省令で定める職務は、船舶の運航管理に関する記録を作成し、これを保存することとする

安全統括管理者の職務内容

①事業の運営方針決定、②事業の実施・管理のための体制整備、③事業の実施及び管理方法の確立・改善、④事業の実施及び管理状況の記録・保存、⑤情報の公表と明示された。

■海上運送法(令和8年4月1日 施行)

(安全統括管理者)

第十条の四 一般旅客定期航路事業者は、その事業における安全管理体制の確保を図るため、事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にある者であつて、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者のうちから、安全統括管理者一人を選任しなければならない。

一～三 (略)

2 安全統括管理者は、次に掲げる職務を行う。

- 一 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針を決定すること。
- 二 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制を整備すること。
- 三 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法を確立し、及び改善すること。
- 四 その他事業における安全管理体制の確保を図るために必要なものとして国土交通省令で定める職務

3、4 (略)

■海上運送法施行規則(令和8年4月1日 施行)

(改正施行規則7条の4)

第七条の六 法第十条の四第二項第四号の国土交通省令で定める職務は、次のとおりとする。

- 一 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の状況に関する記録を作成し、これを保存すること。
- 二 法第十九条の四の規定による輸送の安全に関わる情報を公表すること。

ポイント

- 気象・海象等情報の入手元や取得時間を規定・明確化。
- 地域旅客船安全協議会から取得した情報や漁業者の発航状況を活用する規定を追加。

(発航中止条件等)

第2条 発航前に運航を中止すべき条件は、発航地港内及び航行予定の海域上の気象・海象・水象に関する情報や予報が、次に掲げる条件のいずれかに達しているとき又は達するおそれがあるときとする。

港・地点名	情報の入手元		
	風速	波高	視程
○港			
○港			
○○海域上			

- 2 **運航管理者は**、担当船舶の発航予定時刻の○時間前時点及び発航予定時刻直前の○分前時点に、前項の気象・海象に関する情報や予報について、次に掲げるとおり**入手する**。

港・地点名	情報の入手元		
	風速	波高	視程
○港			
○港			
○○海域上			

- 3 **運航管理者は**、第1項の条件に該当することを確認したときは、直ちに、**担当船舶の発航中止を決定し**、担当船舶の**船長に対し**、旅客の下船その他の適切な措置をとることを**指示する**。
- 4 **運航管理者は**、第2項により入手した気象・海象に関する情報や予報の他、自社が地域旅客船安全協議会に加盟している場合、同協議会の会員又は構成員からの意見により、発航を中止すべき事実を把握したときは、**発航を中止する**。
- 5 **船長は**、**第3項の運航管理者からの発航の中止に関する指示命令の有無に関わらず**、自らが指揮する船舶の**発航の中止を決定**することができる。

ポイント

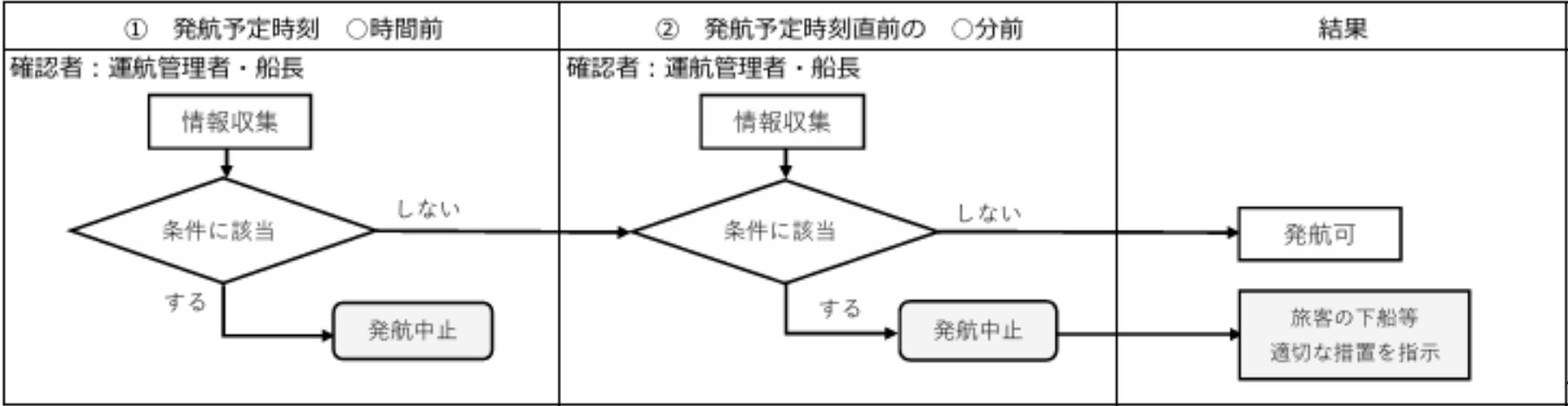
○運航の可否判断の手順をまとめたフロー図、運航基準に別紙として添付することを義務化

1. 発航前に、発航中止条件のいずれかに達しているか又は達するおそれがあるかを確認

● 発航中止条件（運航基準第2条）

港・地点名	風速 (情報入手元)	波高 (情報入手元)	視程 (情報入手元)
〇〇港	m/s以上 ()	m以上 ()	m以下 ()
〇〇港	m/s以上 ()	m以上 ()	m以下 ()
〇〇海域上	m/s以上 ()	m以上 ()	- ()

● 手順



ポイント

○航海当直前に被検査者以外の確認のもとアルコール検査を行うこと 及び 記録簿の記載事項 の明確化

運航基準第18条 アルコール検査の実施

- 1 安全統括管理者及び運航管理者は、**アルコール検知器(呼気に含まれるアルコール濃度を測定し、数値で表示できる性能を有する機器)**を用いたアルコール検査体制を構築しなければならない。
- 2 乗組員は、飲酒等の後、正常な当直業務ができるようになるまでの間及びいかなる場合も呼気1リットル中のアルコール濃度が0.15mg以上である間、当直を実施してはならない。
- 3 船長は、乗組員が飲酒等の後、正常な当直業務ができるようになるまでの間及びいかなる場合も呼気1リットル中のアルコール濃度が0.15mg以上である間、当直を実施させてはならない。
- 4 アルコール検査は、**アルコール検知器を用いて、乗組員が航海当直に従事する前に、検査を受ける者以外の確認のもとで行うこと。**
- 5 運航管理者は、前項の検査を行ったときは、次に掲げる事項を**アルコール検査記録簿**に記録し、所属する営業所に1年間保存すること。
 - (1) **検査日時及び検査結果**
 - (2) **被検査者の氏名**
 - (3) **検査を確認した第三者の氏名**
 - (4) **その他必要な事項**

アルコール検査記録簿 (年 月分)

検査日時	被検査者 氏名	検査結果	確認者 氏名	酒気帯び発見 時の 措置内容	運航 管理者
日 :		. mg/ ℓ			
日 :		. mg/ ℓ			

ポイント

○避難港の活用に関する教育・訓練、特定教育・訓練、ドライブレコーダーを活用した教育・訓練を新たに追加

第35条 教育・訓練計画

○安全統括管理者は、次の各号に掲げる事項について、同号に掲げる時期に実施するものとして、教育・訓練計画を策定する。これを変更するときも同様とする。

- (1) 関係法令及び本規程に従業者に遵守させるために必要な教育・訓練
本規程に基づく業務に従事する前まで及び年1回以上
- (2) 事故・災害等の発生の原因に関係する従業者に対する再発防止のための教育・訓練
事故・災害等の発生後から業務に復帰する前まで
- (3) (2)以外の場合であって、関係法令及び本規程を遵守できなかった従業者に対する教育
遵守できなかった事実から1月以内
- (4) 避難港を利用する航路に就航する小型船舶の船長に対する教育・訓練
当該船長が当該小型船舶に乗船する前まで
- (5) 船員法第14条の3第2項に基づく操練
船員法に基づく操練(防火操練、救命艇等操練、非常操舵操練 等) 法令に適合する時期
- (6) 船員法第118条の2又は第118条の3の規定による旅客船の乗組員に対する教育・訓練
当該乗組員が乗船する前及び教育・訓練後5年を超えない期間(船員法第118条の2)
当該乗組員が乗船する前及び教育・訓練後2年を超えない期間(船員法第118条の3)
- (7) 小型船舶の船長等に対する船員法第118条の4又は第118条の5第1項の規定による特定教育・訓練
当該船長等が小型船舶に乗船する前まで
- (8) 事故が発生した場合を想定した事故処理組織による全社的な実践訓練
年1回
- (※小型船舶(総トン数20トン未満)のみをその用に供する旅客不定期航路事業(第2号不定期許可)の場合、(9)を追記。)
- (9) 船舶における映像記録装置の記録を活用した教育・訓練
年1回以上

旅客船乗組員 教育訓練118条の2
高速船乗組員 教育訓練118条の3

映像記録装置とは、告示で定める基準を満たした装置のこと。いわゆるドライブレコーダー。
記録とは、日没から日の出までを除く、船舶が航行する間の装置を起動させて記録したもののこと。
義務化が適用される航路とそれ以外の航路がある場合、実施時期に続けて右記を追加する。(九州不第〇号〇〇航路に限る)

ポイント

事業者ごとに認識が異なっていた「衝突」の定義を明確化することにより、事故後に必要な措置(連絡等)の漏れを防止する。

(事故等の範囲)

第2条 この基準において、「事故」とは当社の運航中の船舶に係る(1)～(3)に掲げる事象をいい、「事故等」とは事故及び第2項の事態(以下「インシデント」という。)をいう。

- (1) 旅客、乗組員、作業員等の死亡、行方不明又は負傷その他の人身事故の発生(疾病、不法行為によるものを除く。)
- (2) 衝突(通常~~の~~運航で予定していない部位への接触を含む)、乗揚げ、火災、浸水、漂流、転覆、沈没、行方不明、機関停止等による自航不能の発生、その他救助を必要とする船舶の海難事故
- (3) 不法行為(強取(乗っ取り)、殺人、傷害、暴行、脅迫、危険物所持等)による運航の阻害

2 この基準において、「インシデント」とは、~~旅客の輸送に従事する船舶における前項の事象に至るおそれのある次に掲げる事態をいう。~~

- (1) 機関不良又は船舶へ装備された機器・装置等の故障により通常の運航が阻害された事態
- (2) 避難港へ入港するに至った事態
- (3) 航行中において、岸壁又は他の船舶等との衝突を回避するため、乗組員が緊急の操作を行った事態
- (4) 離着岸作業中の係船策の破断
- (5) その他の前項の事象に至るおそれがあると認められる事態
- (6) 前号に掲げるもののほか、所轄地方運輸局が特に必要と認めて報告を指示したもの

ポイント

○法令改正により、全ての事業者に安全情報の公表が義務化され、その公表内容が明確に規定された

第43条 輸送の安全に関わる情報の公表

1 安全統括管理者は、次に掲げる輸送の安全に関わる情報をインターネットの利用その他の適切な方法により、公表する。

- (1) 輸送の安全に関する基本的な方針
- (2) 輸送の安全に関する重点施策及びその達成状況
- (3) 安全管理規程
- (4) 安全統括管理者に係る情報(氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができる情報を除く)
- (5) 運航管理者に係る情報(氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができる情報を除く)

2 安全統括管理者は、毎事業年度の経過後100日以内に、次に掲げる輸送の安全に関わる情報をインターネットの利用その他の適切な方法により、公表する。この場合において、会社は、遅滞なく、その内容を所轄地方運輸局に報告する。

- (1) 事業の用に供する船舶に係る情報
- (2) 事業の用に供する船舶の事故に係る情報

3 安全統括管理者は、法に基づく処分を受けたときは、遅滞なく、当該処分の内容並びに当該処分に基づき講じた措置及び講じようとする措置の内容を、インターネットの利用その他の適切な方法により公表する。

令和6年4月1日以降に開始する事業年度に係る安全情報から適用

- 人の運送をする事業者は以下のような安全情報を、毎事業年度の経過後100日以内に自社のHP等で公表するとともに、その内容を国の定める様式に記入して国に報告する。
- 国はHP「旅客船事業者安全情報検索サイト」を整備し、毎年当該情報を公表する。

<事業者が公表する安全情報>

【事業者情報】

- 事業者名
- 事業者のホームページURL
- 営業所の都道府県市町村名
- 事業許可／届出年度、事業の種類
- 地域旅客船安全協議会への加入状況(任意)
- 任意の安全に関する取組(例: +ONEマーク取得) 等

【船舶情報】

- 船舶保有数(船舶ごとの船名、旅客定員、総トン数)
- 船舶ごとの救命設備の搭載数(救命胴衣、救命いかだ、救命浮器)
- 船舶ごとの無線設備の搭載状況
- 船舶ごとの船舶検査証書の交付年月日

【事故情報】

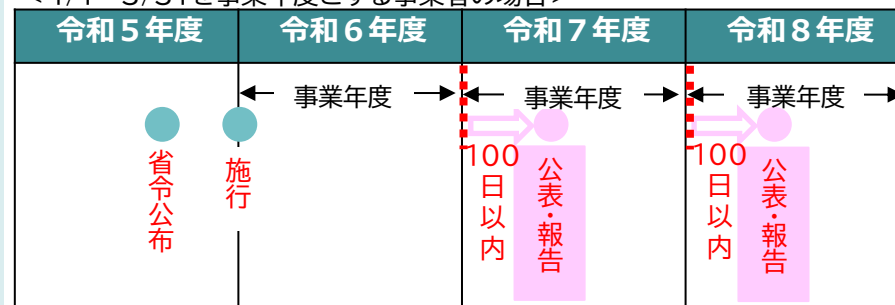
- 過去5年間の事故件数(安全管理規程の事故処理基準に基づき各事業者が国へ報告した事故の件数)

<国が公表する安全情報>

事業者が公表する情報に加え、以下の情報を公表

- 過去5年間の行政処分の件数及び国土交通省ネガティブ情報等検索サイトの該当ページURL (事業者自らの公表・報告 義務なし)
 - ・事業の許可の取消し
 - ・事業の停止の命令
 - ・船舶、係留施設その他の輸送施設の使用の停止の命令
 - ・輸送の安全の確保に関する命令

<4/1～3/31を事業年度とする事業者の場合>



各事業者のHP及び国のHP(旅客船事業者安全情報検索サイト)にて毎年度公表を行う

ポイント

○暴露甲板に乗船している旅客に対する救命胴衣の着用義務について明確化

運航基準第21条 救命胴衣の着用に関する指示

- 1 船長は、救命胴衣の着用に関し、旅客に対し次に掲げる措置を講じさせること。
 - (1) 旅客が**暴露甲板に乗船している場合は、救命胴衣を着用させること。**
 - (2) **12歳未満の小児が船室外に乗船している場合は、救命胴衣を着用させること。**
 - (3) 気象・海象・水象の悪化、事故が発生したとき等、旅客の安全確保のために必要と判断される場合は、救命胴衣を着用させること。
- 2 前項の規定は、次に掲げる者には適用しない。ただし、旅客の安全確保のために必要と判断された場合は必要な措置を講じること。
 - (1) 負傷若しくは障害のため又は妊娠中であることにより救命胴衣を着用することが療養上又は健康保持上適当でない者。
 - (2) 著しく体型が大きいことその他の身体の状態により適切に救命胴衣を着用できない者。
 - (3) 大人が保護及び監督している1歳未満の小児。

着用が努力義務となる「指定場所」について、作成要領に記載

作業基準

○副運航管理者の削除など安全管理規程ひな形見直しを受けて、章立てや言葉の定義等、軽微な見直し。

ひな形は一般的な例示であり、特に作業基準においては事業の実態にあわせるため、作成要領(チェックマニュアル)を確認しながら作成することが求められる。

- | | |
|------------|-----------|
| ・陸上作業員等の配置 | ・自動車航送の有無 |
| ・バスフロート船 | ・消火プランの適用 |
| ・危険物運送の取扱い | |

など